

# 平成30年度 鹿児島支部事業実施結果報告について

## －重点施策事項にかかる取組と評価－

※自己評価判定基準

S：計画を大幅に上回っている

A：計画を上回っている

B：計画を概ね達成している

C：計画を達成できていない

D：計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

# 平成30年度 鹿児島支部重点施策事項

	具体的施策等	自己評価	担当G	
基盤的保険者 機能強化	①現金給付の適正化の推進	B	業務	
	②効果的なレセプト点検の推進	A	レセプト	
	③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	A	業務	
	④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	B	レセプト	
	⑤サービス水準の向上	B	業務	
	⑥限度額認定証の利用促進	B	業務	
	⑦被扶養者資格の再確認の徹底	B	業務	
	⑧オンライン資格確認の導入に向けた対応	B	レセプト	
戦略的保険者 機能強化	①事業所単位での健康・医療データ提供	B	企画総務	
	②データヘルス計 画の確実な実施	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	B	保健
		ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応	B	保健
		iii) 重症化予防対策の推進	B	保健
		iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）	A	保健
	③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解度促進	B	企画総務	
	④ジェネリック医薬品の使用促進	A	企画総務	
⑤医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	C	企画総務		

## ■ 業務グループ 《基盤的保険者機能強化》

### ①現金給付の適正化の推進

KPI目標	設定なし	KPI結果	—	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷病手当金・出産手当金の審査強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金や出産手当金の審査の過程で逆選択※などの不正が疑われる案件に対し、事業主への立入調査を視野に入れた審査の強化を実施した。</li> </ul> </li> <li>● 傷病手当金と障害年金等との適正な併給調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月本部より提供される対象者リストに基づき実施した。</li> </ul> </li> </ul> <p>※逆選択：例として健康保険の適用を受けるような実態で働かれている方が、それまで配偶者の扶養等で健康保険の適用を受けておらず、病気で休むようなことが発生した後に傷病手当金を受給するため資格取得の手続きを行うこと。</p>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 逆選択が疑われる申請等、重点的に審査を実施。不正が疑われる案件がなかったため、立入調査はなかった。</li> <li>● 傷病手当金と障害年金等との併給調整については、毎月本部より提供されるリストに基づき併給調整を行い、進捗管理をすることで確実に処理を実施できた。</li> </ul>			B

### ③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

KPI目標	● 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合：0.86%以下	KPI結果	0.78% (30年12月時点)	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請を中心に加入者に対し文書照会を実施した。</li> <li>● 長期施術（3か月以上継続した施術）が多い施術所の審査会での重点審査を実施した。</li> </ul>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● KPI目標の柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合：0.86%以下を達成（第3四半期）した。また、1件あたりの支給額が対前年同期比で1.2%減（第3四半期）となっており、給付適正化につながっていると思われる。</li> </ul>			A

## ■ 業務グループ 《基盤的保険者機能強化》

### ⑤ サービス水準の向上

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービススタンダードの達成状況：100%</li> <li>現金給付等の申請に係る郵送化率：87.0%以上</li> </ul>	KPI結果	100% 86.6% (30年12月時点)	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービススタンダード               <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の受付から給付金振り込みまでを10営業日以内に完了した。</li> </ul> </li> <li>郵送化の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口・電話相談時の申請書作成支援の案内等を行い、郵便申請を勧めた。</li> <li>各種研修・広報誌等で申請書作成支援を案内した。</li> </ul> </li> <li>お客様満足度調査による前年度の支部カルテを活用し、お客様満足度向上プロジェクトチームで支部課題の把握、共有及び解決策の徹底を図った。               <ul style="list-style-type: none"> <li>朝礼時に電話のオープニング・クロージングの唱和を実施。</li> </ul> </li> </ul>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービススタンダード100%達成</li> <li>窓口・電話相談時、また各種研修・広報等で郵送申請を勧めてきた。対前年同月比で2.1%伸びており、郵送化につながっている。</li> <li>お客様満足度調査で評価の低かった電話対応に対し、支部全体で朝礼時にオープニング・クロージングの唱和を実施。各々、唱和が定着し電話対応に活かされている。</li> </ul>			B

### ⑥ 限度額認定証の利用促進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合：83.0%以上</li> </ul>	KPI結果	82.0% (30年12月時点)	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関へ限度額適用認定証の利用促進協力依頼を実施（8月）した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>20床未満医療機関 177機関（医科・薬局）</li> </ul> </li> <li>加入者、事業所への限度額適用認定証の制度周知を実施した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>納入告知書に同封するチラシや健康保険委員研修会等を活用し、制度周知を実施。</li> </ul> </li> <li>市町村の医療費助成担当部署への協力依頼を実施（12月）した。</li> </ul> <p>※限度額適用認定証：健康保険では自己負担額が一定額以上の場合、それ以上の負担分を保険者に請求して払い戻しを受ける仕組みがあるが、自己負担する際に限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での負担が一定額になるというもの。</p>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>KPI未達成ではあるが、利用促進協力依頼により限度額適用認定証申請書設置医療機関等が増え、発行件数も昨年度同時期と比較すると818件増えており、利用促進につながっている。</li> </ul>			B

## ■ 業務グループ 《基盤的保険者機能強化》

### ⑦被扶養者資格の再確認の徹底

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率：93.0%以上</li> </ul>	KPI結果	89.3% (30年11月時点)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所へ被扶養者状況リスト・マイナンバー確認リスト等を送付（6月～7月）した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調書送付件数 19,066件</li> </ul> </li> <li>● 未提出事業所への提出催告（10月）を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 催告件数 3,400件</li> </ul> </li> <li>● 提出件数 17,035件（11月時点）</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確認対象事業所からの回答率を高めるために、未提出事業所への勧奨および未送達事業所の調査による送達は計画的に実施できた。しかし、30年度は被扶養者資格の確認に、マイナンバー確認が加わったことにより提出率が伸び悩み、KPI達成とはいかなかった。</li> </ul>		B

# レセプトグループ 《基盤的保険者機能強化》

## ②効果的なレセプト点検の推進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率：<u>0.344%</u>以上</li> </ul>	KPI結果	0.378% (30年12月時点)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● システムを活用した効果的なレセプト点検を推進した。</li> <li>● 点検員の査定事例の集約・共有化を図り、点検技術の向上を図った。</li> <li>● 自動点検マスタのメンテナンスを毎月実施した。</li> <li>● 勉強会の実施及び支払基金との協議による点検員のスキルアップを図った。</li> <li>● 外部講師による研修会（医科・歯科）を実施した。</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検員のスキルアップを図れたことで、査定率及び加入者一人当たり効果額が大きく向上した。</li> </ul>		A

## ④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率：94.5%以上</li> <li>● 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率：66.9%以上</li> <li>● 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合：0.03%以下</li> </ul>	KPI結果	94.9% 42.3% 0.03% (30年12月時点)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文書による督促を毎週実施し、電話による督促を実施した。</li> <li>● 被保険者証回収不能届を活用した電話催告を実施した。</li> <li>● 保険証未回収が多い事業所に、文書・電話により資格喪失届の保険証添付を周知した。</li> <li>● 事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却して頂くよう、広報媒体や研修会等を通じ周知した。</li> <li>● 保険者間調整を積極的に活用し、未回収債権の減少を図った。</li> <li>● 文書・電話催告を実施するとともに、法的手続き（支払督促等）による回収を積極的に実施した。</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の保険証返納催告を徹底した結果、保険証回収率の向上に繋がった。</li> <li>● 保険者間調整にかかる制度周知を丁寧に行った結果、利用率向上に繋がった。</li> </ul>		B

## ■ レセプトグループ 《基盤的保険者機能強化》

### ⑧オンライン資格確認の導入に向けた対応

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率：38.0%以上</li> </ul>	KPI結果	<p>37.93%</p> <p>(H31.3月見込み)</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関における資格確認業務について、当該医療機関の利用状況を把握し、未利用医療機関に対する利用率の向上に向けて、電話・文書による勧奨を実施した。</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用率向上に向けて、電話・文書による勧奨を実施した結果、前年同月比10.15%上昇した。</li> </ul>		B

# ■ 保健グループ 《戦略的保険者機能強化》

## ②データヘルス計画の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病予防健診実施率：53.0%以上</li> <li>● 事業者健診データ取得率：10.6%以上</li> <li>● 被扶養者の特定健診受診率：25.0%以上</li> </ul>	KPI結果	未確定
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病予防健診の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度健診未受診被保険者に対し、自宅あてに受診勧奨案内を送付</li> <li>・健診推進経費事業 生活習慣病予防健診実施機関に受診勧奨を委託</li> </ul> </li> <li>● 事業者健診データ取得率の増加               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診機関への事業者健診データ提供依頼文書送付</li> <li>・結果データ提供依頼フローの見直し</li> <li>・社会保険労務士への健診受診勧奨の委託「事業主への周知」</li> </ul> </li> <li>● 被扶養者の特定健診の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の集団健診時期にあわせた受診勧奨案内の送付</li> <li>・健診機関への受診勧奨業務委託「健診推進経費事業」</li> </ul> </li> <li>● 被保険者・被扶養者共通の勧奨               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用事業所・扶養者に対する健診案内送付 年4回程度</li> <li>・トク得キャンペーン事業「健診受診者への特典の提供」</li> </ul> </li> <li>● 健康経営の推進とあわせた意識啓発（生活習慣病予防健診、事業者健診データ提供、被扶養者の特定健診）</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● KPIは未達成であるが、直近の速報値では、生活習慣病予防健診（40歳以上74歳以下）の実施率が52.5%で約11万6千人が受診し、前年度比約2%の増（約4千人増）となっている。</li> <li>● 同じく、事業者健診データ取得率が4.05%で約9,000件のデータを取得し、前年度比約2%の増（約4000件の増）となっている。</li> <li>● 被扶養者の特定健診については、1万1千人程度の受診で前年度と同率であることが想定される。</li> <li>● KPIの設定については、本部の意向が反映されるため、高い数値設定となっている。単年度達成は極めてハードルが高い状況であるが、講じた策や健診機関等の努力により、受診者数は増加傾向にある。今後小規模事業所の受診状況の改善と事業者健診データの取得や生活習慣病予防健診を利用した事業者健診実施事業所の増加などが、キーとなる。</li> </ul>		B



## ■ 保健グループ 《戦略的保険者機能強化》

②データヘルス計画の着実な実施 ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定保健指導の実施率：24.0%以上</li> </ul>	KPI結果	未確定	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主と担当者への健康経営の普及と特定保健指導周知の強化</li> <li>● 定期的な事業所への利用勧奨（受診後2か月～3か月以内）と事業所の業務形態等にあわせた日程調整の徹底</li> <li>● 健康宣言事業所での確実な実施</li> <li>● 生活習慣改善取組3か月以上経過後による対象者の改善意欲強化策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間血液検査（無料）の実施</li> </ul> </li> <li>● 特定保健指導委託健診機関における実施者数の向上策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規契約機関の開拓</li> <li>・ 実地調査による委託機関の課題等の把握と指導助言</li> <li>・ 健診当日特定保健指導の周知広報の強化</li> </ul> </li> <li>● 被扶養者の特定健診会場における保健指導利用機会の設置と積極的な利用勧奨（電話、文書案内）</li> </ul>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● KPIについては未達成であるが、直近の速報値では、被保険者本人の特定保健指導（評価者数）は、18.06%（約4800人）で、前年度比約3%増（約800人増）となった。</li> <li>● 被保険者本人について協会けんぽ保健師等による実績、委託機関の実績ともに前年度比の増が見込まれる。</li> <li>● KPIの設定については本部の意向が反映されるため高い数値設定となっているが、今年度は健康宣言事業における保健師等の事業所への介入度が増し、特定保健指導の理解や周知がこれまで以上に推進したと考える。</li> </ul>			B

# 保健グループ 《戦略的保険者機能強化》

## ②データヘルス計画の着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進

KPI目標	● 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合：11.5%以上	KPI結果	未確定
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 血圧・血糖リスク対象者の受診勧奨</li> <li>● CKDリスク対象者の受診勧奨</li> <li>● 糖尿病重症化予防のための受診勧奨</li> <li>● 関係機関との連携共同事業による受診意欲の啓発普及</li> <li>● 健康経営の普及と健康宣言事業所が行う従業員の二次検査受診の推進取組の支援</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 30年度より実施している保健師等による面談勧奨後の病院受診者数が増加している。</li> <li>● 29年度健診受診者にかかる受診勧奨通知送付後3か月間の医療機関受診状況（速報値）では、一次勧奨・二次勧奨ともに、病院受診率が10%台となっており、全国平均以上の成果が出ている。</li> </ul>		B

## ②データヘルス計画の着実な実施 iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

KPI目標	● 設定なし	KPI結果	—
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康宣言事業所のうち10事業所については、約6か月から1年間の継続した取り組みの支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等とともに事業所全体の健康に関する課題や健康管理体制の課題抽出を実施。課題解決に向けた取り組み策を検討し、取り組みを宣言</li> <li>・職場の健康づくり計画立案のサポート ・ 食事調査と結果の共有、課題に合わせたポスター作成と効果的な活用についての助言、アドバイス</li> <li>・健康相談と特定保健指導 ・ 受診勧奨方法の助言とサポート ・ 健康運動指導士による運動実技指導</li> <li>・新規採用時など従業員の研修における健康講話 ・ 取組成果の評価 ・ その他必要な情報提供</li> </ul> </li> <li>● 健康宣言事業所への電話による中間フォロー</li> <li>● その他宣言事業所以外の事業所からの要望に応じた支援を実施</li> <li>● 宣言事業所を対象としたメンタルヘルスをテーマとした研修会を開催。 講師 早稲田大学教授 竹中晃二「職場における心のABC」</li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協会保健師、管理栄養士と担当事業所とのコミュニケーションが深まることで、事業所の業種や業態、ニーズの把握がすすみ、実施可能な支援や助言をすることが可能となっている。事業所からの相談電話も増えている。宣言事業所の研修会においては、事業所間の情報交換が盛んに行われ、他事業所の事例が課題解決へとつながる貴重な機会となった。</li> </ul>		A

# 企画総務グループ 《戦略的保険者機能強化》

## ①事業所単位での健康・医療データ提供

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設定なし</li> </ul>	KPI結果	—
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険者協議会と連携した医療分析の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度医療保険者の医療費に関する報告を保険者協議会HPで掲載</li> <li>・平成29年5月分医療費データを保険者協議会に提供し、他医療保険者を含めた分析を実施（公表は次年度）</li> </ul> </li> <li>● 事業所カルテの作成・配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所単位での健康・医療費データの提供として事業所カルテを作成。健康宣言事業に対し、年度末フィードバック時に事業所カルテを送付。</li> </ul> </li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年保険者協議会で医療保険者の前年5月分の医療費データを基に分析を行い、保険者協議会での情報共有とHPの公表を行っている。その他のデータに基づいた外部への意見発信や取組は十分ではない。</li> <li>● 事業所カルテの見直しを行い、視覚的に見やすいものに変更し、健康宣言事業所へのフィードバックシートと合わせて提供する作業を進めた。</li> </ul>		B

## ③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解度促進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報活動における加入者理解率の平均：35.9%以上</li> <li>● 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：37.5%以上</li> </ul>	KPI結果	未確定
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報活動の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入告知書チラシ、社会保険かごしま、ホームページ、メールマガジン等による情報発信</li> <li>・各種研修会及び説明会での健康保険給付金等の説明の実施</li> </ul> </li> <li>● 健康保険委員登録者数の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員委嘱拡大に向けた文書勧奨及び事業所訪問</li> <li>・各種研修会及び説明会において登録勧奨の案内の実施</li> </ul> </li> </ul>		
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ、メルマガ、チラシ等の定例的な広報は計画的に実施した。今後は本部アンケート結果に基づき理解度の低い分野について検証し、他支部の事例を参考に検討する予定。</li> <li>● 健康保険委員が委嘱されていない事業所に対し訪問及び郵送による登録勧奨を実施した。また、健康企業宣言及び研修会等を通じ登録勧奨を実施し、KPI目標は達成見込みである。</li> </ul>		B

## 企画総務グループ 《戦略的保険者機能強化》

### ④ジェネリック医薬品の使用促進

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合：80.2%以上</li> </ul>	KPI結果	83.9% (30年11月時点)	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジェネリック医薬品使用促進ツールの配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調剤薬局（郵送）834件・（訪問）20件 ・ 医療機関（訪問）5件</li> <li>・ バスアナウンスの実施（通年） ・ バス及び電車の停留所電照式看板の設置／谷山電停ターミナルでの音声CM放送（4月～6月）</li> </ul> </li> <li>● 会議等へ参加・意見発信               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県後発医薬品安心使用会議への参加（10月、3月）</li> <li>・ ジェネリックシンポジウムへの参加（1月）</li> </ul> </li> </ul>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ジェネリック医薬品使用割合については直近の実績でKPI目標を達成。</li> <li>● 更なる使用促進のためには、本部から提供されるジェネリックカルテ等を活用し医科・調剤・地域別の使用割合を把握し、阻害要因の把握と県及び関係機関等との連携した働きかけが必要である。</li> </ul>			A

### ⑤医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

KPI目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率：79.8%以上</li> <li>● 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信の実施</li> </ul>	KPI結果	37.5% 意見発信なし	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域医療構想調整会議への参画に向けた取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未参加の保健医療圏を管轄する地域振興局に対し、参画に向けた訪問等を実施。 鹿児島保健医療圏：参加（8月）</li> </ul> </li> <li>● 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信については、該当データを活用した意見の検討を行ったが、会議体での意見発信までには至らなかった。</li> </ul>			
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参画に向けた訪問等の結果、鹿児島保健医療圏に参画することができた。また、始良・伊佐保健医療圏については、次年度からの参加について承諾を得ることができた。</li> <li>● データに基づく意見発信については、どのデータをどのように利活用するかが課題であり、他支部の取組内容を参考にしながら検討していきたい。</li> </ul>			C